



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年 7月31日火曜日 第2997号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... (税務課) 1
 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例..... (業務衛生課) 2

条 例

○愛媛県条例第39号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人の事業税の減免）</p> <p>第18条の5の2 知事は、事業税の納税義務がある個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により資産_____</p> <p>_____について損失を受けた場合においては、被害の著しいものに限り、その申請により、損失を受けた日の属する年度の事業税を減免することができる。</p> <p>（自動車取得税の減免）</p> <p>第38条 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。</p> <p>(1) <u>天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車を当該災害のやんだ日以後6月以内に取得した場合における当該自動車の取得</u></p> <p>(1)の2 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得</p> <p>(2)～(8) 省略</p>	<p>（個人の事業税の減免）</p> <p>第18条の5の2 知事は、事業税の納税義務がある個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により資産（<u>法第72条の2に規定する第1種事業、第2種事業及び第3種事業の用に供する資産を除く。</u>）について損失を受けた場合においては、被害の著しいものに限り、その申請により、損失を受けた日の属する年度の事業税を減免することができる。</p> <p>（自動車取得税の減免）</p> <p>第38条 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。</p> <p>(1) _____ 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失した_____場合における当該自動車の取得</p> <p>(2)～(8) 省略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第18条の5の2の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成29年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例第80条第2項の規定による申請書の提出期限（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2に規定する第1種事業、第2種事業及び第3種事業の用に供する資産について損失を受けた場合における個人の事業税の減免に係るものに限る。）がこの条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同項の規定にかかわらず、同日を申請書の提出期限とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例第38条（第1号及び第1号の2に係る部分に限る。）の規定は、平成30年6月28日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第40号

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料) 第14条 省略 <u>2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。</u>	(手数料) 第14条 省略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第14条第2項の規定は、平成30年6月28日以後に徴収すべき手数料について適用する。